

2019/08/10 理事会決定

一般社団法人日本キャリアデザイン学会委員会設置規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本キャリアデザイン学会定款第43条に定める委員会の設置に関し必要な事項を定める。

(設置する委員会)

第2条 本学会に、常置委員会として、研究組織委員会、研究大会企画委員会、研究会企画委員会、研究誌編集委員会、広報委員会並びにキャリア研究・政策・国際交流委員会を置く。

2 本学会は、第1項の委員会のほか、理事会の決議によって、必要な委員会を置くことができる。

(委員会の職務)

第3条 常置委員会は、次の会務を分掌する。

一、研究組織委員会

- イ 本学会の事業活動の運営方針に関すること
- ロ 本学会の事業活動全体の企画・調整に関すること
- ハ 本学会の総務に関すること

二、研究大会企画委員会

- イ 学会大会（大会シンポジウムを含む）の企画・運営に関すること
- ロ 研究の推進及び助成に関すること

三、研究会企画委員会

- イ 研究会の企画・運営に関すること

四 研究誌編集委員会

- イ 学会誌の編集・発刊に関すること
- ロ 学会誌掲載論文の審査に関すること

五 広報委員会

- イ 本学会ニュースレター及びメールマガジンの編集・発行に関すること
- ロ 本学会のホームページ等学会からの情報の発信に関すること
- ハ 本学会の刊行物に関すること（他の委員会の所掌に属するものを除く）
- ニ 会員の交流機会の提供に関すること

六 キャリア研究・政策・国際交流委員会

- イ 日本学術会議及び国内の関係学会等との交流に関すること
- ロ 関係官庁、自治体との交流に関すること

- ニ 関係学会等との国際的な交流に関すること
- ハ その他本学会が関わる研究活動の企画、運営に関すること

(委員の委嘱)

- 第4条 理事長は、理事会の同意を得て、正会員の中から委員会の委員を委嘱する。
- 2 委員長は、理事長が指名する。
  - 3 委員長は、必要があると認められる場合は、委員の中から副委員長を選任することができる。
  - 4 委員の任期は、理事の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。
  - 5 委員長は、必要があると認められる場合は、委員会の議を経て、臨時委員を委嘱することができる。

(作業部会の設置)

- 第5条 委員会は、理事会の承認を得て、必要な作業部会を設置することができる。
- 2 作業部会長は、委員長が指名する。

(委員会の開催)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員長は、委員会開催の2週間前までを目途に、開催の日時、場所、目的を委員に通知するとともに、併せて事務局長に通告するものとする。

(報告)

- 第7条 委員会は、理事長の要請により、活動状況を理事会に報告しなければならない。

(その他の委員会の設置)

- 第8条 第2条第2項に規定する委員会として、20周年記念事業委員会を設置する。

(規程の改廃)

- 第9条 本規程の改正は、理事会の決議によって行う。

(付則)

- 1 本規程は、2019年8月10日より施行する。